

市環 1 - 1

不利益処分の内容	使用の許可の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第 11 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市長は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 使用者が、使用目的以外に使用した場合</p> <p>(2) 使用者が、使用権を他に転貸し、転売し、又は譲渡した場合</p> <p>(3) 使用者が、許可を得ないで墓地内に建物その他工作物を設置した場合</p> <p>(4) 使用許可の日から 1 年以上使用墓地に囲障等の施設を設けず、放置した場合</p> <p>(5) 公益上必要な場合</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 29 年 4 月 1 日</p>			

市環 1 - 2

不利益処分の内容	使用権の消滅		
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第 12 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 29 年 6 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>使用権の消滅は、条例第 12 条の規定に該当するかどうかについて審査し、決定するが、具体的には次に定めるところによる。</p> <p>1 条例第 12 条第 1 号関係 条例第 12 条第 1 号中「相続人又は親族若しくは縁故者等」とは、それぞれ次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 相続人 民法第 886 条から第 895 条までに規定される者</p> <p>(2) 親族 民法第 725 条に規定される者</p> <p>(3) 縁故者 民法第 958 条の 3 に規定される者</p> <p>(4) 前 3 号以外の者で、民法第 897 条に規定される者</p> <p>2 条例第 12 条第 2 号関係</p> <p>(1) 「住所不明」とは、住民票上の住所に居住実態がない場合で、具体的にはその者の住民票が職権消除されている状態をいう。</p> <p>(2) 「10 年を経過したとき」の期間算定に当たっては、住民票上の職権消除日を起算日とする。</p>			

市環 1 - 3

不利益処分の内容	改装又は移転命令		
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第 14 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 29 年 6 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>改装又は移転命令は、第 14 条第 1 項の規定に該当するかどうかについて審査し、決定するが、具体的には、同項中「管理上又は公益上特に必要があると認めるとき」とは、災害等の使用者の責によらない事由で墓苑内区画が使用不能となった場合をいう。</p> <p>なお、改装又は移転命令を行う場合における第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>1 第 14 条第 2 項中「使用すべき他の墓所」とは、使用不能となった墓地以外の同一墓地内の既返還区画、未使用区画とする。</p> <p>2 第 14 条第 3 項中「費用を補償する」とは、同条第 2 項の規定により他の墓所を指定して改装又は移転を命じた場合に、移転先の使用料を無料とすることをいう。</p>			

市環 1 - 4

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市墓地条例第 16 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 6 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 16 条の規定に基づく過料の賦課は、個別具体的に同条各号のいずれかに該当することとなった経緯、故意又は悪意の程度、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行うこととする。</p>			

市環 1 - 5

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例第 14 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 20 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 14 条の規定による命令は、条例第 12 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者が同条の規定による勧告に従わないときに行うが、その具体的な判断は、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p>			

市環 1 - 6

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例第 15 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 20 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 15 条の規定による過料の賦課は、条例第 14 条の規定による命令に従わない者に対して行うが、その具体的な判断は、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>過料の額は、原則として 2 千円とするが、違反行為の程度から特に悪質と認められるときは、2 千円以上 2 万円以下の範囲内で個別具体的に判断する。</p>			

市環 1 - 7

不利益処分の内容	改善命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 25 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 22 条、第 23 条、第 23 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 23 条の 3、第 23 条の 4 第 2 項、第 23 条の 5 第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の規定に違反し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、法第 6 条第 1 項に定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、必要な限度において、占有者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずることを命ずることとする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 11 年 10 月 1 日</p>			

市環 1 - 8

不利益処分の内容	多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する指示		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 26 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例施行規則第 6 条第 1 項に定める多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、法第 6 条第 1 項に定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、必要な限度において、期限を定めて、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することとする。</p>			

市環 1 - 9

不利益処分の内容	中間処理等の命令		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 27 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、法第 6 条第 1 項に定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、必要な限度において、期限を定めて、当該事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理等の措置を講じて排出すべきことを命ずることとする。			

市環 1 - 10

不利益処分の内容	分別排出の命令		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 27 条第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、法第 6 条第 1 項に定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、必要な限度において、期限を定めて、当該事業系一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ等に分別して排出すべきことを命ずることとする。			

市環 1 - 1 1

不利益処分の内容	運搬に係る指示		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 28 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合に、法第 6 条第 1 項に定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、必要な限度において、当該事業者に対し、必要な事項を指示することとする。</p>		

市環 1 - 1 2

不利益処分の内容	市の処理施設への搬入停止命令（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者）		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 36 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が法第 7 条の 3 各号のいずれかに該当するとき、又は条例に違反する行為をしたときに、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止又は市の処理施設への搬入の停止を命ずることとする。</p>		
			<p>変更日 平成 15 年 12 月 24 日 変更日 平成 26 年 2 月 28 日</p>

市環 1 - 1 3

不利益処分の内容	搬入停止命令（浄化槽清掃業者）		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 41 条（第 36 条準用）		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>浄化槽清掃業者が法若しくは条例の規定に違反する行為をしたとき又は当該業者が法第 36 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったときに、その許可を取り消し、若しくは期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止した場合又は市の処理施設への搬入の停止を命ずることとする。</p>		
			変更日 平成 26 年 2 月 28 日